新型コロナウイルス感染症による入院給付金のホームページ・アプリ請求について

必ずご確認ください

- **以下の記載については、2023年9月28日時点**での取扱いに基づき作成しており、今後法令の改正等により**変更する可能性があります。**
- 必要書類の一種である「My　HER-SYS」の療養証明機能について、2023年10月以降は利用できません。**ただし、「My　HER-SYS」の療養証明画面のスクリーンショットや印刷等を既にお持ちの場合は、必要書類としてご使用いただけます。**
- 必要書類については各ページに記載しておりますのでご確認ください。なお、保健所・自治体によって取扱いが異なる場合がございますのでご留意ください。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、入院された場合だけでなく、診断された時期によって、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた場合でも、入院給付金のお支払いの対象となるケースがあります。
新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金のご請求にあたり、以下の記載内容をご確認ください。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">陽性診断日</th></tr>
<tr><th>2022年9月25日
以前</th><th>2022年9月26日
～
2023年5月7日</th><th>2023年5月8日
以降</th></tr>
<tr><td colspan="2">医療機関への入院をされた場合</td><td colspan="3">○　お支払対象
ページ２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">宿泊施設または自宅での療養をされた場合</td><td>重症化リスクの高い方※</td><td rowspan="2">○　お支払対象
ページ２</td><td>○　お支払対象
ページ３</td><td rowspan="2">×　お支払対象外</td></tr>
<tr><td>上記以外の方</td><td>×　お支払対象外</td></tr>
</table>

※医療機関の事情などにより、**自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた方のうち、保健所への発生届の対象となる重症化リスクが高いとされるお客様が対象となります。詳細はページ３をご確認ください。**

契約日（※1）が2023年4月2日以降の入院総合保険・入院継続時収入サポート保険については、責任開始日（※2）から14日以内に発病した新型コロナウイルス感染症を直接の原因として入院または宿泊・自宅療養した場合、お支払いの対象とならない場合があります。

※１　追加契約を含みます。
※２　申込みと告知がともに完了した日になります。

＜各ページの記載内容＞ ※押下していただくと該当ページに遷移します

ページ１	ページ２	ページ３	ページ４
お支払対象となる条件	・**医療機関への入院**をされた方のお取扱い ・**2022年9月25日以前**に陽性と診断され、宿泊施設または自宅での療養をされた方のお取扱い	**2022年9月26日から2023年5月7日**に陽性と診断され、宿泊施設または自宅での療養をされた方のお取扱い	ホームページ・アプリでの給付金請求について

ホームページ・アプリでのお手続きについては こちら（ページ４へ）

日本生命保険相互会社
NISSAY

医療機関への入院をされた方は以下をご確認ください

お支払対象期間

「入院開始日」から「退院日」

ご請求時の必要書類

お手続きに必要な書類（あらかじめ撮影してください）
「**入院期間**」がわかる医療機関発行の領収証 なお、医療機関に入院される前に、宿泊施設または自宅で療養された場合は陽性診断日に応じてページ２または ページ３をご確認ください

2022年9月25日以前に陽性と診断され、宿泊施設または自宅での療養をされた方は以下をご確認ください

お支払いの対象となる条件

医療機関の事情などにより、**自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられたお客様**

お支払対象期間

「PCR検査等で陽性と診断された日※」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）」

※　濃厚接触者と指定された方が有症状となり、PCR検査等を経ずに臨床症状を踏まえて医師より罹患の確定診断を受けた場合は、**その診断を受けた日**からとなります。

ご請求時の必要書類

お手続きに必要な書類（あらかじめ撮影してください）
以下Ａを既にお持ちの場合は、Ａの書類でご請求ください。※１※２ Ａ：「**My HER-SYS**」で取得した画面での療養証明（**診断年月日が記載された画面**）※３ または保健所から発行された「療養証明書」※４ 上記Ａをお持ちでない場合は、以下Ｂの書類でご請求ください。※１※２ Ｂ：新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書 （被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの） または自治体の健康フォローアップセンター※５の受付結果（被保険者名の記載があるもの）※４

※１　療養期間が12日以上となった場合、既にお持ちの新型コロナウイルス感染症に罹患したことおよび療養期間がわかる療養証明書（保健所・自治体・医療機関発行）をご提出いただくことが必要です。（保健所・自治体によっては発行を収束している可能性があります。）

※２　お客様自ら抗原検査キット等で検査し、陽性だったことを示す検査結果ではご請求いただけません。

※３　2023年10月以降、「My HER-SYS」の療養証明機能は利用できません。画面のスクリーンショットや印刷等を既にお持ちの場合はご提出ください。

※４　保健所・自治体によっては発行を収束している可能性があります。

※５　自治体ごとに名称が異なるため、お住いの自治体の名称をご確認ください。

必ずご確認ください

⚠ **濃厚接触者**として自宅等で待機した場合や、**休業要請**により自宅等で待機した場合等は、**お支払いの対象となりません。**

⚠ 最終的なお支払可否については、ご提出いただいた書類等による判断となります。

ホームページ・アプリでのお手続きについては こちら（ページ４へ）

2022年9月26日から2023年5月7日に陽性と診断され、宿泊施設または自宅での療養をされた方は以下をご確認ください

お支払いの対象となる条件

医療機関の事情などにより、**自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた方のうち、保健所への発生届の対象となる重症化リスクが高いとされる以下のお客様**

- **65歳以上の方**
- **入院を要する方**
- **重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬※の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方**
  （新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与がされていても、保健所への発生届の対象でない場合、お支払いの対象とはなりません。）
- **妊娠中の方**

※　厚生労働省が定める以下の治療薬となります。（2022年12月16日時点）

（ロナプリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）／ステロイド薬／ゼビュディ（ソトロビマブ）／トシリズマブ／パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）／バリシチニブ／ラゲブリオ（モルヌピラビル）／ベクルリー（レムデシビル））

なお、**ゾコーバ（エンシトレルビル）や解熱・鎮痛薬（カロナールやロキソニン等）、市販の風邪薬は含まれません。**

お支払対象期間

「PCR検査等で陽性と診断された日※」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）」

※　濃厚接触者と指定された方が有症状となり、PCR検査等を経ずに臨床症状を踏まえて医師より罹患の確定診断を受けた場合は、**その診断を受けた日**からとなります。

ご請求時の必要書類

お手続きに必要な書類（あらかじめ撮影してください）

以下Ａを既にお持ちの場合は、Ａの書類でご請求ください。※１※２

Ａ：「**My HER-SYS**」で取得した画面での療養証明（**診断年月日が記載された画面**）※３
または保健所から発行された「療養証明書」※４

上記Ａをお持ちでない場合は、以下ＢおよびＣの書類でご請求ください。※１※２

Ｂ：新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書
（被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの）
または自治体の健康フォローアップセンター※５の受付結果（被保険者名の記載があるもの）※４

Ｃ：区分に応じた以下追加資料

区分	追加資料
65歳以上の方	不要
投薬・酸素投与がある方	厚生労働省が定める治療薬のいずれかの投与、または酸素投与されていることがわかる診療明細書
妊娠中の方	母子手帳（被保険者名・交付日がわかるページ）

※１　療養期間が12日以上となった場合、既にお持ちの新型コロナウイルス感染症に罹患したことおよび療養期間がわかる療養証明書（保健所・自治体・医療機関発行）をご提出いただくことが必要です。（保健所・自治体によっては発行を収束している可能性があります。）

※２　お客様自ら抗原検査キット等で検査し、陽性だったことを示す検査結果ではご請求いただけません。

※３　2023年10月以降、「My HER-SYS」の療養証明機能は利用できません。画面のスクリーンショットや印刷等を既にお持ちの場合はご提出ください。

※４　保健所・自治体によっては発行を収束している可能性があります。

※５　自治体ごとに名称が異なるため、お住いの自治体の名称をご確認ください。

必ずご確認ください

⚠ **濃厚接触者**として自宅等で待機した場合や、**休業要請**により自宅等で待機した場合等は、**お支払いの対象となりません。**

⚠ 最終的なお支払可否については、ご提出いただいた書類等による判断となります。

ホームページ・アプリでのお手続きについては こちら（ページ４へ）

共通　ホームページ・アプリでの給付金請求については以下をご確認ください

ホームページ・アプリ請求のご利用条件

・ニッセイホームページ・日本生命アプリにログイン可能なお客様
・ご住所・お電話番号・お取引口座をご登録いただいているお客様
・被保険者（治療を受けられた方）と契約者が同一の契約

※当社所定の診断書・医療機関発行の診断書等でご請求いただく場合はホームページ・アプリからはご請求いただけません。

上記にかかわらずご契約内容によってはご利用いただけない場合がございます。その際は恐れ入りますが以下に記載の「保険金・給付金ダイヤル」までご連絡をお願いいたします。

ログイン方法	スマートフォンにてニッセイホームページからお手続きを行う場合はこちらからアクセス ※パソコンの場合は、ニッセイホームページの「ニッセイマイページログイン」にアクセス
手順	**スマートフォン、パソコンよりログインのうえ、以下の手順に沿ってお手続きください** STEP 1 手続き前の確認 → STEP 2 契約の選択 → STEP 3 登録情報の確認 → STEP 4 請求内容の入力 → STEP 5 画像の添付

ポイント①　STEP 4　請求内容の入力画面　※画面イメージはスマートフォンの画面となります

新型コロナウイルス感染症に関するご請求の場合、ご入力方法等が通常の入院請求の場合と異なります。

請求内容の入力画面①

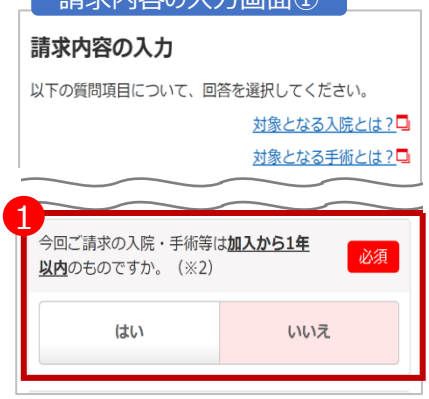

請求内容の入力画面②

特にご注意いただきたいポイント

1. 新型コロナウイルス感染症の場合に限りご加入から１年以内の場合でも「**いいえ**」を選択してください。
   ※その他の請求の場合は必ず請求内容どおりに選択してください。

2. 入院期間には、「**PCR検査等で陽性と診断された日**」または「入院日」～「**保健所等から通知された解除日**」または「退院日」を入力してください。
   ※未来の日付は入力不可

ポイント②　STEP 5　画像の添付画面

- 必要書類（ページ２～３参照）の画像を添付してください。
  診断書等、必要書類以外の書類は添付しないよう、ご注意ください。
- **ファイル形式がjpg/jpeg/pngの画像のみ添付可能です。**
  お手数ですが、ファイル形式が異なる場合はファイル形式をjpg/jpeg/pngに変換のうえご請求ください。

保険金・給付金ダイヤル　０１２０-２７９-４８１（通話料無料）
＜受付時間＞月～金曜日　９：００～１８：００　土曜日　９：００～１７：００（祝日、１２/３１～１/３を除く）
＊プライバシー保護のため、お問合せ・ご連絡は請求人本人様からお願いいたします。

支払サービスセンター　文２０２４－７５３